（情報処理技術者試験の区分等を定める省令の廃止）

第二条　情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（情報処理安全確保支援士試験の回数の経過措置）

第二条　第四条第一項の規定は、平成二十八年度の情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の回数については、適用しない。

（情報処理安全確保支援士試験科目免除の経過措置）

第三条　この省令による改正後の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第三号及び第四号の規定の適用については、この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、これらの規定中「第八条第二項」とあるのは「第八条第二項若しくは旧規則第六条第二項」と、第三条第三号中「並びに応用情報技術者試験」とあるのは「、応用情報技術者試験並びにこの省令による改正前の情報処理技術者試験規則（以下「旧規則」という。）の規定による情報セキュリティスペシャリスト試験」と、同条第四号中「高度試験の」とあるのは「高度試験及び旧規則の規定による情報セキュリティスペシャリスト試験の」とする。

（情報処理安全確保支援士試験合格の特例）

第四条　この省令による改正前の情報処理技術者試験規則（以下「旧規則」という。）の規定による情報セキュリティスペシャリスト試験又は情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）による改正前の情報処理技術者試験規則の規定によるテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験に合格した者は、支援士試験に合格した者（ただし、この省令の施行の日から起算して二年を経過するまでの間に、法第十五条の登録を受ける場合に限る。）とみなす。

（情報セキュリティスペシャリスト試験についての経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に実施された旧規則の規定による情報セキュリティスペシャリスト試験に係る事務に対する旧規則の規定の適用については、なお従前の例による。

第六条　この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第三十八条第四号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「高度試験の」とあるのは「高度試験又は旧規則の規定による情報セキュリティスペシャリスト試験の」と、「法第四十一条により読み替えられた第八条第二項」とあるのは「法第四十一条により読み替えられた第八条第二項及び旧規則第六条第二項」と、第三十八条第五号中「情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において」とあるのは「情報処理システムに係る業務に関する共通的知識又は旧規則第二条第三項に規定する免除対象科目において」とする。

（基本情報技術者試験免除対象科目履修講座認定申請に係る経過措置）

第七条　この省令の施行の際現になされている旧規則第三条第一項の規定に基づく認定の申請については、新規則第三十九条第一項の規定に基づく申請があったものとみなす。

告　示

○経済産業省告示第二百五十七号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、プログラム調査簿閲覧規程等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

次に掲げる告示は、廃止する。

一　プログラム調査簿閲覧規程（平成十二年通商産業省告示第九百四十四号）

二　情報処理技術者試験規則第二条第四項に規定する第一種情報処理技術者試験の一部を免除する基準（平成六年通商産業省告示第四百四十八号）

三　情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令附則第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の定めるところにより当該講座がその修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を習得することができるものである旨の届出（平成十九年経済産業省告示第三百二十号）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百五十八号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二号及び第三十八条第二号の規定に基づき、経済産業大臣が定める基準を次のように定め、平成二十八年十月二十一日から施行する。

平成二十八年十月二十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二号及び第三十八条第二号の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準は、満点の六十パーセント以上に相当する成績を収めることとする。

○経済産業省告示第二百五十九号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、平成十九年通商産業省告示第三百十九号（情報処理技術者試験規則第二条第五項の規定に基づく経済産業大臣が定める基準）等の一部を次のように改正し、平成二十八年十月二十一日から施行する。

平成二十八年十月二十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

（平成十九年経済産業省告示第三百十九号の一部改正）

第一条　平成十九年経済産業省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第四号及び第三十八条第五号の規定に基づく経済産業大臣が定める基準

本則中「情報処理技術者試験規則第二条第五項の免除対象科目」を「情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第四号及び第三十八条第五号の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識」に改め、「情報処理システムに係る業務に関する共通的知識に係る試験において」を削る。

（平成二十年経済産業省告示第六十号の一部改正）

第二条　平成二十年経済産業省告示第六十号の一部を次のように改正する。

「第二十条第一項第五号」を「第四十三条第一項第五号」に改める。

（平成二十一年経済産業省告示第三百二号の一部改正）

第三条　平成二十一年経済産業省告示第三百二号の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号ロに規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同号ハに規定する経済産業大臣が告示で定める問題

第一条中「情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）」を「情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）」に、「第二条第六項第二号」を「第三十八条第六号ロ」に改める。

第二条中「第二条第六項第三号」を「第三十八条第六号ハ」に、「第二条第六項第二号」を「第三十八条第六号ロ」に改める。